

八幡平市監査委員告示第4号

令和8年2月26日付け八監査第142601号の定期監査（令和8年1月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月25日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修 象

措置内容 別紙のとおり

令和8年1月定期監査指摘事項の措置状況等通知書

産業建設部農林課

令和8年1月16日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>八幡平市有害鳥獣対策事業補助金について ア 未決裁のまま施行されている補助金交付決定通知について【指摘事項】</p> <p>令和7年8月26日付けで起案された令和7年度の当該事業補助金100,000円に係る交付決定伺いの回議用紙を見ると、決裁欄には、担当係長、課長補佐を含めて、決裁者である課長の決裁印が押印されていない。にもかかわらず、当該補助金交付決定伺いは決裁されたものとして、同日付けの八幡平市指令農林第126号として施行されている。これは明らかに不適切である。このことについて、当課は、「決裁後に、回議用紙の訂正等があり、回議用紙そのものの差し替えがあった可能性がある」とのことであったが、仮にそうであるならば、再度の決裁処理が行われたことになり、当然、正しい回議用紙との差し替えが行われていなければ</p>	<p>本件は、決裁後に回議用紙に誤りを発見し、訂正を指示したと記憶しているが、当初決裁した回議用紙はシュレッダーにかけ捨てられており、証明する資料はございません。なお、訂正後の回議用紙については、別の補助金申請と一緒に決裁が回り、書類が重なっていたため、いずれも押印漏れとなったと思われます。</p> <p>当時はツキノワグマの出没増加により、当該補助金申請が急増しており、確認不足でございました。</p> <p>今後は、このようなことのないよう1件1件、確実に処理を行い、適切な事務執行に努めます。</p>	<p>決裁後の回議用紙の訂正は訂正印を使用し、破棄しないよう、また差し替える場合については、訂正前の回議用紙を決裁後まで破棄しないよう、指導してまいります。</p>	<p>令和8年 1月16日</p>

<p>ならないが、これが行われていない。また、監査終了後においても、「回議用紙の差し替えがあった可能性」を証明するような追加資料や決裁処理された回議用紙そのものの提示がないことから、未決裁のまま、不適切に施行されたものと判断される。今後においては、再発防止を徹底したうえで、適正に補助金交付業務を執行すること。</p>			
---	--	--	--